

◎新潟県告示第977号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 河川の名称  
一級河川信濃川水系みだれ川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
令和2年9月1日
- 3 廃川敷地等の位置  
十日町市新座甲417番27地先から同市新座甲419番18地先まで（みだれ川左岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 145.19平方メートル